

浜松市上下水道事業経営アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）が抱える経営に関する諸問題について、専門的な知見等に基づく意見を聴取するため、浜松市上下水道事業経営アドバイザー会議（以下「経営アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 経営アドバイザー会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 上下水道事業の整備計画に関すること
- (2) 上下水道事業の中長期財政計画に関すること
- (3) 上下水道事業に係る受益者負担に関すること
- (4) 上下水道事業の事前評価に関すること。
- (5) その他上下水道事業の運営全般に関すること

(組織)

第3条 経営アドバイザー会議は、水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）及び10名以内の委員で組織する。

- 2 委員は、有識者（専門的な知見を有する学識経験者等をいう。）及び上下水道利用者のうちから管理者が任命する。
- 3 委員の任期は、1年を超えない範囲内で必要な期間とする
- 4 委員は再任することができる。

(会議等)

第4条 経営アドバイザー会議は、管理者が主宰し、必要の都度招集する。

- 2 委員は、会議において、第2条に規定する所掌事務に関し、その有する知見等に基づき意見を述べる。
- 3 管理者は、会議の協議内容に関連した関係職員の出席を求めることができるものとする。

第4条の2 前条の規定にかかわらず、特別な理由があると管理者が認めるときは、委員から個別に意見を聴取することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

(事務局)

第5条 経営アドバイザー会議の事務局は、上下水道部上下水道総務課に置く。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼の額は、次のとおりとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、交通費に相当する費用を加算して支給することができる。

- (1) 有識者 日額 7,000円
- (2) 上下水道利用者 日額 5,000円

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、経営アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 浜松市上下水道事業経営問題検討委員会設置要綱（平成23年7月1日制定）及び浜

松市上下水道事業経営問題検討専門委員設置要綱（平成23年7月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。